

離婚妻「子ども連れ去り」の不条理

ある日突然妻とともに子どもが消えた。おまけにDVで訴えられ養育費をガツポリと……。父親は司法に見捨てられる！

契約金総額46億円で米大リーグに移籍したプロ野球のダルビッシュ有選手。移籍と同時にタレントの紗栄子との離婚成立を発表、子の養育費として親権を持つ紗栄子側に月約200万円を支払うことで合意したと報道され、話題になった。

ダルビッシュのような高収入の夫婦が別れるとなると、多額のカネのからむ交渉となるだけに、離婚問題が専門のいわゆる「離婚弁護士」が活躍するケースも少なくない。夫の収入が多ければ、離婚時の事情に応じた妻は別居中の婚姻費用、慰謝料、財産分与に加え、子どもの親権または監護権の獲得により夫の収入相応の養育費を請求できる可能性が出てくるからだ。

しかし弁護士が依頼者の利益を優先するあまり、夫を絶望の淵に追いやり、子どもの幸せを奪う不条理なケースも出ている。共働きが増え、子育てに参加する父親も多

いのに、男女の収入格差や「子育ては男親には無理」という前提に立って、裁判所も妻の一方的な主張の肩を持ちがちだ。

養育費獲得には「DVで訴えろ」

離婚弁護士が依頼者の妻に指示する「勝利の方程式」がある。妻が確実に多額の養育費を手に行ける秘訣とは——「子を連れ去る」「夫をDV（家庭内暴力）で訴える」「子と夫を会わせない」の3点セットだという。これで監護権と養育費をたっぷり得られれば、弁護士もその数割にあたる多額の報酬を手に入れられるからだ。

昔は弁護士にとって家庭問題は儲からない分野だったが、過当競争の今は「離婚ビジネス」に活路を見いだす弁護士も少なくない。実は子どものいる夫婦の離婚で、養育費がきちんと支払われているケースは全体ではむしろ少数派。それに乗じたこの3

点セット戦法のおかげで、夫はある日突然子ども連れ去られ、身に覚えのないDVで訴えられる。調停や裁判に持ち込んでも、夫の主張はほとんど認められず泣き寝入り。絶望して命を絶つ者さえいる。

この3点セット、弁護士業界では暗黙の常識らしい。

日弁連法務研究財団の『子どもの福祉と共同親権』という本に、こんな一節がある。「弁護士にとって、親権をめぐる争いのある離婚事件で、常識といってよい認識がある。それは、親権者の指定を受けようとすれば、まず子どもを依頼者のもとに確保するということである」

巷の女性誌の離婚特集でも、「親権争いは最初の対応が肝心、家を出る場合は必ず子を連れて出る」と弁護士が解説している。また外務省のある懇談会では、弁護士が「連れ去った方の親が子を囲い込み、



多額の養育費支払いが報じられたのはレンジャーズの入団会見と同時期だった(ダルビッシュ有投手、1月20日)

さまざまな理由をつけて他方の親との面会を拒むという事態を実務上経験した。「自らの立場を有利にするために事実がなくとも、または誇張してDVの申し立てをするのが一つの行動パターン」と指摘している。弁護士が3点セットを依頼者に勧める理由は、実は裁判所にある。養育費は離婚協議書で取り決めても支払いに拘束力はないが、公正証書を作成した場合や裁判所で離婚が成立したケースでは、強制執行で給料の差し押さえが可能だ。幼児なら、片方の親に会わないでいれば記憶が薄れ、現在暮らす親から離れてもう一方と暮らすという選択はますます取りづらくなる。そして裁判官は子どもを監護する親を指

定する際、「継続性(現状追認)の原則(「裁判時に子を確保している親を監護者とする原則」)に沿って判断することが多い。コリン・ジョーンズ同志社大教授は「体裁を整え効率よく事件を処理することが日本の家事事件における課題」とすれば子の現状を追認することが一番確実かつ簡単(『子どもの連れ去り問題』)と指摘している。「継続性の原則」は法律上の根拠はないにもかかわらず、裁判官の都合で使われてきたのが実態なのだ。

裁判官の独善で父親に濡れ衣

数年前、元判事で弁護士の男性が妻に連れ去られた子どもを取り戻そうとして誘拐罪で逮捕される事件があった。裁判所は一緒に住んでいない親に子どもを引き渡さない。元判事はそれがよく分かっていたため、自力で取り戻そうとしたのである。こうした事件は毎年のように起きており、同様の事件を起こした親に懲役刑を科した判事は「子に会いたいとの身勝手な犯行」と断じている。だが子どもに会いたいのは親として当たり前前の感情ではないか。

離婚しても、子どもにとってはどちらも親。近年、先進各国では、子どもは両親双方に会う権利を持つことが広く認識されて

きた。日本も批准する国連の「子どもの権利条約」には、「(児童は)できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とある。心理学の分野でも、両親双方に会うことが子どもの成長の上で重要だという調査が出ている。

そうした流れの中で日本でも昨年6月の民法改正により、ようやく子どもの面会交流(「子と非監護親が共に過ごすこと」)など監護に必要な事項を離婚時に協議することなどが法律で明記された。法案審議中には、法務大臣から「継続性の原則があるから連れ去った方が得だと、そういうことがあってはいけない」「裁判所は親子の面会交流ができるように努めることがこの法律の意図するところ」との国会答弁もなされた。今年の4月1日に施行され、同時に離婚届には面会交流等の協議について尋ねる欄が追加された。

しかし、裁判所の判断が改正によって変わるかといえば、そうはなっていないのが現状だ。一例が次のW氏である。

W氏は一昨年まで数年間、妻に給料を取り上げられ「あなたはATM。金だけよこせばよい」などと一方的に言われ続けた。ついに離婚を決意し、娘にしわよせがいかないよう協議書を作成、①W氏が働き

資料4

続けながら娘を監護する、②養育費もW氏が払う、③妻と娘との面会交流は自由に認めることを提案した。だが妻は検討すると言って数日後に娘を連れ去り、その数カ月後にDVを理由としてW氏を裁判所に訴えた。妻の申立書には「顔にハサミをつきつけられた」など全く身に覚えのないことが羅列されていたという。妻は後にDVの申し立てを取り下げたが、直後に監護者を自分とする申し立てを家庭裁判所に行った。

この審判を担当した若林辰繁判事に対し、W氏が民法改正の議論に沿った適切な対応をお願いしたところ、若林判事は「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議など参考にしたことは一度もない」と言い放ったという。このことが最高裁に伝わったからか、「国会の審議録を回覧するよ」に」との異例の通知が全裁判所に出され、若林判事の発言は国内外のメディアに実名入りでとりあげられる事態にまでなった。

ところが今年2月、若林判事は妻を監護者とする審判を下した。これまでと同様、継続性の原則に則った上で、「従前から認められていることに明文が一部追いついた」「法改正を大きくとりあげて『これまでとは違う』と強調することは相当とはいえない」と独自の解釈を審判書に記載し、さら

に妻が取り下げたDVの主張を調査することなく「事実」として認定したのである。

この審判書を見た国会議員からは「これは国会議員と国民への挑戦状」と憤りの声が上がっているという。しかし若林判事を裁くことは事実上できない。裁判官には裁判への政治的介入を防ぐため「裁判官の独立」が憲法で保障されているからだ。

ハーグ条約非加盟の「拉致大国」

法律さえ軽視する判決がまかり通る家庭裁判所の審判。だが「子どもの連れ去り」はもはや国内だけの問題ではない。

日本は国際間の子どもの連れ去りを禁止するハーグ条約に加盟していないが、現に住んでいる国から夫に無断で子どもを連れ去るケースが後を絶たず、これを誘拐とみなす米国などの加盟国から「拉致国家」と非難決議を出されてしまった。それなのに国内ではDV被害者の立場に立つ加盟反対論も強く、未だ加盟は実現していない。本当に妻がDVを受け離婚に至るケースももちろん多く存在し、DV被害者は暴力をふるった配偶者にできるだけ接触したくないと考えるのが普通。そうした背景から、面会交流や共同親権について否定的な考えを持つ人も多いのだ。

実は日本では欧米諸国と異なり、DV自体が犯罪ではないため警察などの捜査が入らない。また専門的な知見を持つ人物が調査することもなく、虚偽の申し立てをしてもペナルティが科されない。だからDV認定が一裁判官の「心証」に左右される事態も起きるのだ。早稲田大学の棚村政行教授（民法）は日本での議論が大人同士の争いになっていくことを危惧し「議論が混乱している。欧米並みにDVや暴力に対する防止策や迅速かつ適切な保護の手段が必要。これとは別問題で、離婚後の親権や監護権、面会交流のあり方についてもまず議論すべき」という。

欧米の裁判所では、DVが確認された場合にも第三者が間に入る形で面会交流を保っている。親子関係を断たないのが子どもにとって幸せとの理念があるからだ。日本でも「どんな制度であれば離婚手続きがこじれず、子どもにとってよい方向に向かうのか、海外の経験や運用に学び、取り入れていくことが必要」（棚村教授）だろう。

弁護士と裁判官が子どもの誘拐を奨励し、親子を引き離す国。外国から非難されるまでもなく、悲劇の父親をこれ以上つくらないよう、司法はまず猛省すべきではないか。

（敬称略） ㊦